

## 九州北部豪雨により被害を受けた福岡県朝倉市における直轄治山災害関連緊急事業の着手について

林野庁では、平成29年7月九州北部豪雨により、発生した荒廃山地の緊急的な復旧整備を行うため、朝倉市内の民有林において、国の直轄事業である「直轄治山災害関連緊急事業」に着手することとし、二次災害防止に向け、流木・堆積土砂撤去の応急対策工等を実施します。

### 概要

平成29年7月九州北部豪雨により、多数の山腹崩壊と流木等が発生し、福岡県朝倉市などで甚大な被害を与えたことから、荒廃山地の緊急的な復旧整備を行い、台風等に伴う次期降雨による二次災害の防止が必要となっています。

この度、林野庁では、福岡県知事から災害関連緊急事業を含め国による早期の復旧整備を求められたことを踏まえ、朝倉市内の民有林において国の直轄事業である「直轄治山災害関連緊急事業」に着手することとし、二次災害防止に向け、流木・堆積土砂撤去の応急対策工等を実施することとしましたので、お知らせします。

### 添付資料

資料1：[平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けた福岡県朝倉市における直轄治山災害関連緊急事業の実施について\(PDF：779KB\)](#)

資料2：[直轄治山災害関連緊急事業について\(PDF：39KB\)](#)

### 【お問合せ先】

林野庁森林整備部治山課

担当者：災害対策班

代表：03-3502-8111（内線6197）

ダイヤルイン：03-3501-4756